

# 新宮町立新宮中学校PTA 細則

(地域の区分)

**第1条** 規約第18条1項による地域選出評議員はつぎのとおりとする。

## 1 地域別評議員数

地域名	評議員数	地域名	評議員数
新宮	2	パークシティ	2
湊	2	夜臼1	2
下府1	2	上府	2
下府2	2	緑ヶ浜	2
杜の宮	2	中央駅前	2
桜山手	2	中央駅西	2
湊坂	2	よつば	2

## 2 地域選出評議員の構成

各地域の評議員は、地域代表評議員1名、施設安全評議員1名からなる。ただし、地域代表評議員は世帯数が100世帯以上の場合には必要に応じて役員会と相談の上、人員を補充することができる。

(慶弔規定)

**第2条** 規約第35条による慶弔規定はつぎのとおりとする。

## 1 会長及び副会長に対する記念料は年ごとにつぎのとおりとする。

- (1) 会長 5千円
- (2) その他役員、顧問 3千円

## 2 教職員、転退職の場合つぎのように記念料を贈る。

- (1) 校長 初年度 2千円  
以降1年につき1千円
- (2) 教頭 同上
- (3) 一般教職員 1年につき1千円

## 3 会員その他死亡の場合は、つぎのとおり香典料を贈る。

会員、生徒 5千円

## 4 会員その他、初盆の場合はつぎのとおり香典料を贈る。

会員、生徒 3千円

## 5 その他、必要と認めた事項については会長、校長、協議のうえ取り計らい評議員会に報告する。

(細則の改正)

**第3条** この細則の改正は評議員会の議決によるものとする。

## 附 則

平成11年4月20日 一部改正  
平成13年5月 2日 一部改正  
平成19年4月19日 一部改正  
平成20年4月17日 一部改正  
平成21年4月16日 一部改正  
平成23年4月14日 一部改正  
平成25年4月18日 一部改正  
平成26年4月17日 一部改正  
平成28年4月15日 一部改正  
平成29年4月17日 一部改正  
平成31年4月 1日 一部修正  
令和 2年4月 1日 一部改正